

日本学生支援機構奨学金継続手続きについて

日本学生支援機構奨学金を受けている方は2023年4月以降、奨学金を継続するかどうかをスカラネットパーソナルから必ず申告する必要があります。

期限までに入力しなかった場合は、継続する意思がない、と判断され、自動的に廃止・停止となります。
※ただし、必要ないからと入力せずに放置するのは絶対に止めてください。必要ない場合もスカラネットパーソナルから申告し辞退してください。放置した場合、「廃止の処置通知」が届きます。この影響で学生本人に不利益等が生じても大学は一切の責任を負いません。

【奨学金継続手続き手順】

手順① 給付奨学生・第一種奨学生・第二種奨学生

↳ 継続手続き説明会に参加し、スカラネット入力準備用紙を用意・記入する



スカラネット
入力準備用紙



継続手続き
説明会資料

※Q&A も必ず
ご確認ください

※給付奨学金のみの方→1枚 ※貸与（一種・二種）の方→1枚
※給付と貸与両方の方→1枚ずつ、計2枚

手順② 給付奨学生・第一種奨学生・第二種奨学生

↳ 記入した入力準備用紙を見ながらスカラネットパーソナルにログインし Web 入力する



※奨学生番号ごとにすべて入力する必要があります。

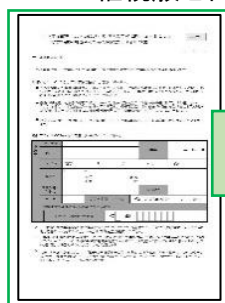
例：給付・一種・二種の方は3回 Web 入力

毎年、1つだけ入力し、他に受けている奨学金の入力をし忘れ、奨学金が必要なのに廃止と方がいますのでご注意ください

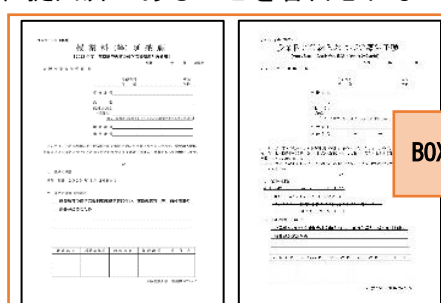
手順③ 給付奨学生のみ

↳ 2023年前期授業料減免に必要な延納願等3点セットを記入し奨学金窓口前のBOXに投函する（郵送可）

※例年、2023年4月頃に前期授業料延納等のお問い合わせが多くなりますが、給付奨学生の方は継続願と同時に手続きが完了しますので、提出済であることを各自忘れないようにしてください



BOXへ投函



BOXへ投函



2023年1月18日締切

裏面に続く

手順④ 給付奨学生・第一種奨学生・第二種奨学生

↳ 適格認定（学業）について必ず確認する

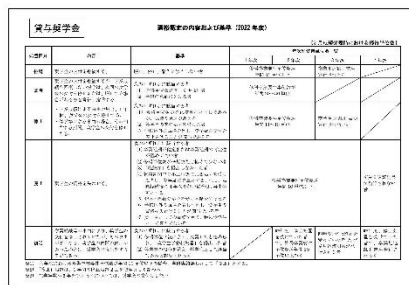
給付奨学金

高等教育の修学
支援新制度に
おける適格認定
について



貸与奨学金

(第一種・第二種)
適格認定の
内容および基準



※期限までに継続願等の手続きを終え（手順①～③）、

2022年度末に適格認定（学業）を行った結果（手順④）、

2023年4月以降も奨学金を継続できるか判定されます。

継続願の提出だけでは、継続が決定するわけではありませんのでご注意ください。

判定結果は、2023年3月末頃ポータルシステムより通知しますので、必ずご確認ください。

※ご不明な点がございましたら、【[継続手続説明会動画](#)】や【[継続手続きに関するQ&A](#)】をご確認いただき、どうしても解決しない場合は【[継続手続きに関するQ&A](#)】に記載している注意事項をご確認のうえ「[奨学金継続手続き相談会](#)」にご参加ください

※その他詳細等を大学公式 Web サイトのニュース&TOPICS内「[」](#)にも掲載していますので併せてご確認ください

・ URL ↓

【 <https://www.osaka-sandai.ac.jp/news42674.html> 】

・ QR コード →



【お問い合わせ先】

〒574-8530

大阪府大東市中垣内 3-1-1

大阪産業大学 学生生活課 奨学金係

電話番号：072-875-3069（直通）/072-875-3070

窓口時間：平日：9:00～17:00/土曜：9:00～12:30

給付奨学金 手続き概要

給付奨学金「継続願」および 給付奨学生の「授業料減免継続申請」に関する手続きについて

奨学金「継続願い」および「2023年度前期授業料減免継続申請」についてお知らせします。

以下に従って、必ず期限内に手続きを完了させてください。**未手続の場合、奨学金の支給が止まり、授業料の減免も受けられなくなりますので注意してください。**

なお、現在 支援区分対象外になっているなど奨学金が停止中の場合も、「高等教育の修学支援制度の対象者」としての資格は継続していますので手続きが必要です。

手続き期間 12月15日(木)～1月18日(水) 厳守

※次の大学 Web ページをあわせて参照し、ページ内の「継続手続き説明資料」を必ず確認してください。

トップ → ニュース&トピックス → 【日本学生支援機構奨学金】「継続願」に関する手続きについて
(<https://www.osaka-sandai.ac.jp/news/42674.html>)

1. 「給付奨学金継続願」の提出(スカラネット入力)

- ①「入力準備用紙」の記入
- ②スカラネット・パーソナル (<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>) から「継続願」を提出(入力)

2. 授業料減免継続申請関連書類に記入し大学奨学金係に提出

- ①下記書類(全員提出)をそれぞれ A4 用紙に印刷、記入してください。

- ・「2023年度前期授業料等減免継続申請書」
- ・「授業料(等)延納願」
- ・「授業料(等)納入および除籍猶予願」

「3点セット」で全員提出

高等教育の修学支援制度対象者は全員提出すること
(支援区分対象外など停止中の場合も提出)

- ②提出必要書類3点を学生生活課奨学金係3番窓口前の専用BOXへ提出(郵送可)。

↓郵送で提出する場合は、住所氏名等記入し、切り取って市販の封筒に貼付け郵送してください。(1/18必着)

【宛先】

〒574-8530

大東市中垣内3-1-1

大阪産業大学

学生生活課奨学金係 宛

【差出人】

住所 _____

学籍番号 _____

氏名 _____

(提出物)送付物に✓

1. (全員) 授業料減免対象者の認定の継続に関する申請書
2. (全員) 授業料(等)延納願
3. (全員) 授業料(等)納入および除籍猶予願

※全員3点とも提出が必要です。

2023年度前期 大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

大阪産業大学学長殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大阪産業大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が大阪産業大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 授業料等の還付・返金が発生した際は原則、学生支援機構に届出している口座に送金されることを了承します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ		入学年月	年 4月入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等		学籍番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報			
給付奨学金の奨学生番号		52	- 04 -	

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。(給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～3の提出は不要です。)

2023年度 前期授業料(等)の延納手続きについて 【高等教育の修学支援制度対象者用】

本人保管用

※必ずお読みいただき、
授業料(等)の納入完了まで
保管してください。

高等教育の修学支援制度対象者は、毎年、年度末の学業成績により適格認定を実施し、次年度以降の支援について継続または廃止等の措置を決定します。適格認定の結果確定が授業料納付期限後となるため、修学支援制度対象者は全員、「前期授業料減免継続申請」手続きと同時に、授業料延納手続きが必要となります。

つきましては、下記の通り手続きくださいますようお願いいたします。

【受付期間】 2022年12月15日(木) ~ 2023年1月18日(水) (必着)

【提出先】 〒574-8530 大阪府大東市中垣内3-1-1
大阪産業大学 学生生活課 奨学金係

※高等教育の修学支援制度対象者は**全員提出**してください。
(家計基準により支援対象外となっている方も含みます)

【提出書類(申請に必要な書類)】

- ① 『授業料(等)延納願』(様式第10号)準用
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』(様式第11号)準用

※ ①と②2種類の書類に必要事項を記入、2枚をホッチキス止めして提出してください

【上記2種類の延納および除籍猶予手続による納入期限と除籍猶予期限】

- ① 『授業料(等)延納願』により、2023年6月20日(火)まで(2ヵ月間)納入期限を延期できます。
※ なお、①の延納手続期限までに納入確認ができない場合は、②の除籍猶予願者として取り扱います。
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』により、2023年7月20日(木)まで納入期限が猶予されます。
※ ただし、②の場合、除籍猶予手数料として2,000円が加算されますのでご注意ください。

【延納手続および除籍猶予手続にかかわる注意事項】

- * 消せるペン(フリクションボールペンなど)で書いた延納手続書類は無効となります。
- * ②の除籍猶予期限(2023年7月20日)までに納入しなければ、除籍(2023年4月1日付)となります。
- * 除籍になると、当該学期の成績および履修が無効となり、単位を取得できません。
- * 除籍確定後(3年を超えない者)は、規程に基づく「再入学」制度でしか、大学に戻ることができません。
(最短で2024年度の4月)

【延納手続および除籍猶予手続に伴う授業料の振込依頼書について】

郵送時期 : 5月下旬予定

振込依頼書 A 納入期限: 2023年6月20日(「授業料(等)延納願」期限)

振込依頼書 B 納入期限: 2023年7月20日(「授業料(等)納入および除籍猶予願」期限)
※振込依頼書 B は手数料 2000 円が加算されています。

※振込日に応じて、A B どちらかを使用して納入してください。(納入は1回です。)

※支援区分が「対象外」の方は、3月下旬に郵送する振込依頼書(期限:4月20日)でも納入できます。

※振込依頼書を紛失した場合は、再発行いたしますので、大学経理課(本館9階)までご連絡ください。

様式は A4 用紙に片面印刷

2 枚をホッチキスでとめて提出

様式第 10 号 (準用)

1 枚目 記入見本

授業料 (等) 延納願

【高等教育の修学支援制度対象者用】

学生生活課届出の日付を記入

西暦 2023 年 1 月 11 日願出

大阪産業大学学長 殿

経済 学 研究科 経済 専攻
学 部 学 科

学 籍 番 号 99E999

氏 名 大阪 花子

保護者氏名 (保証人) 大阪 太郎

[本人・保護者 (保証人) ともそれぞれ自筆で記入してください]

上の電話番号欄は、
保護者の携帯電話番号
を記入

電 話 番 号 072 - 999 - 9999

下の携帯番号欄は、
学生本人の携帯電話番号
を記入

携 帯 番 号 070 - 9999 - 9999

このたび、下記の理由により授業料 (等) の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第 6 条による延納についてご許可くださいますよう保護者 (保証人) 連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2023 年 6 月 20 日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援制度継続申請に伴い、前期授業料 (等) 納付期限の

延長が必要なため

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付印

大阪産業大学 教務課 2022.4.5

様式は A4 用紙に片面印刷

2 枚をホッチキスでとめて提出

様式第 11 号 (準用)

2 枚目 記入見本

授業料 (等) 納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援制度対象者用】

学生生活課届出の日付を記入

西暦 2023 年 1 月 11 日願出

大阪産業大学学長 殿

経済 学 研究科 経済 専攻
学 部 学 科

学 籍 番 号 99E999

氏 名 大阪 花子

保護者氏名 (保証人) 大阪 太郎

[本人・保護者 (保証人) ともそれぞれ自筆で記入してください]

上の電話番号欄は、
保護者の携帯電話番号
を記入

電 話 番 号 072 - 999 - 9999

下の携帯番号欄は、
学生本人の携帯電話番号
を記入

携 帯 番 号 070 - 9999 - 9999

このたび、下記の理由により授業料 (等) の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第 7 条による授業料 (等) 納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者 (保証人) 連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料 (等) を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2023 年 7 月 20 日まで

2. 手数料 (下記のどちらかに○をつけること)

~~7,000 円 (除籍取消料 5,000 円と納入猶予手数料 2,000 円)~~

・ 2,000 円 (納入猶予手数料 2,000 円)

3. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援制度継続申請に伴い、前期授業料 (等) 納付期限の

延長が必要なため

6 月 20 日～7 月 20 日までの納入には、
納入猶予手数料 (2000 円) が加わります。
※6 月 20 日までの納入については、猶予手
料はかかりません。

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付印

大阪産業大学 教務課 2022.4.5

授業料 (等) 延納願

【2023 年度 前期高等教育の修学支援制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学 研 究 科
学 部

専 攻
学 科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

保 護 者 氏 名
(保証人) _____

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号 _____

携 帯 番 号 _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第 6 条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2023 年 6 月 20日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援制度継続申請に伴い、前期授業料(等)納付期限の
延長が必要のため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

授業料(等)納入および除籍猶予願

【2023 年度 高等教育の修学支援制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科 専攻
学 部 学 科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

保 護 者 氏 名
(保証人) _____

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号 _____

携 帯 番 号 _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2023 年 7 月 20 日まで

2. 手数料(下記のどちらかに○をつけること)

~~7,000円 (除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円)~~

・ 2,000円 (納入猶予手数料2,000円)

3. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援制度継続申請に伴い、前期授業料(等)納付期限の
延長が必要なため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印



「給付奨学金継続願」準備用紙

はじめに

必ず学校の定めた期間内に入力してください。

- ◆ 次年度も継続して給付奨学金の支給を希望することについて、毎年1回願い出る必要があります。
- ◆ 停止中の場合や他の国費を受給中で給付月額が0円になっている場合でも入力が必要です。

⚠ 入力の確認できない場合、2023年4月から給付奨学金の振込みが止まります。

奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

- ◆ 継続願を入力すると、学校はあなたの学業成績等に基づき給付奨学金の継続可否等を判定し、機構はその判定結果に応じて給付奨学金の継続等に必要な措置をとります（4ページを確認してください）。

⚠ 適格認定（学業）の結果により給付奨学金の支給が廃止（打ち切り）となる場合があります。

偽りその他不正の手段によって受給した給付奨学金は、返金することになります。

手続きの流れ

(1) スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）で「給付額通知」の内容を確認します。

「給付奨学金継続願」の入力もスカラPSを経由して行います。まだ登録されていない場合は、すみやかに登録をしてください。

スカラPSの登録はJASSOホームページへ

ホーム >> 奨学金に関する情報を目的から探す >> 目的から探す
>> 各種申請・変更手続きを行いたい（スカラネット・パーソナル）



※ 登録には「奨学生番号」や「奨学金振込口座番号」等が必要です。「奨学生番号」は、採用時に交付された奨学生証等で確認してください。

(2) 「給付奨学金継続願」を入力するための準備をします。

入力中、一つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり最初から入力することになります。あらかじめ2～3ページに回答内容の下書きを記入しましょう。

(3) スカラPSより「給付奨学金継続願」を入力します。

学校に確認してください。



提出（入力）期間	2022年12月15日～2023年1月18日 ※ 土日祝日（12月29日～1月3日を除く）も入力できます。
入力可能時間	8:00～25:00

⚠ 推奨環境（3ページ参照）やポップアップの設定も確認してから入力してください。

適格認定（学業）とは

あなたが「給付奨学金継続願」を入力すると、学校はあなたの学業成績等に基づき、給付奨学金の継続の可否等を判定します。

学業不振等の場合には給付奨学金の支給を廃止（打ち切り）とするほか、支給済の給付奨学金の返還を求めることがあります。



◆ 給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置）

※ 貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	処置（どうなるか）
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること 	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>給付奨学生の資格を失います。</u> <p>【4月以降の奨学金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>振り込まれません。</u>
<p>「廃止(返還)」の判定について(返還が必要になる場合)</p> <p>学業成績が著しく不良（学修の実態が認められない状況）であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は、学年の始期に遡って給付奨学金の返還を求めます。</p> <p>※ 学修の実態が認められない状況の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修得単位数の合計（累積）が標準単位数の1割以下である場合 ・ 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合 		
警告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の1～3のいずれかに該当するとき （上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること 	<p>【給付奨学金の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給は継続します。 ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。 <p>【4月以降の奨学金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>振り込まれます。※</u>
継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「廃止」、「警告」以外の者 	<p>【給付奨学金の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付奨学金の支給は継続します。 <p>【4月以降の奨学金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>振り込まれます。※</u>

※ 「警告」や「継続」であっても、停止中や他の国費を受給中で給付月額が0円の場合、振込みはありません。

※ あなたの申請により現在停止中の場合、「継続を希望する」を選択しただけでは振込みが再開されません。

別途手続きが必要なため、振込みを再開する旨を学校へ申し出てください。

※ 2023年4月分の振込日は、4月21日(金)です。

※ 日本学生支援機構からの「処置通知」は4月の振込日以降に学校を通じて交付します（「継続」は交付されません）。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください。

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金および授業料等減免） における適格認定（学業）について

標記の件について、原則、下記の通り取り扱います。

毎年、学年末の学業成績により適格認定を実施し、次年度4月以降の支援について認定します。（適格認定(家計)により10月以降1年間支援対象外となった方も適格認定(学業)の対象となります。）

「適格認定」の結果によっては、支援が廃止されることがあります。また、学業成績が著しく不良である等状況によっては、4月に遡って支援済の給付奨学金や授業料減免分について返還が必要になります。

その他、年度途中で離籍(退学・除籍)により支援を終了する場合、その時点で適格認定を実施し、学業成績が著しく不良である場合は返還が必要となります。

学業成績基準のいずれかに該当した場合、該当区分により「廃止」または「警告」判定となります。

区分	学業成績の基準	備考
廃止 (支援の打ち切り)	1 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合	事実上、修業年限で卒業できないことが確定した場合 (例)・修得単位数が少なく、履修制限単位(1年間に申請可能な単位数)から逆算して修業年限で卒業要件が満たせない場合 ・卒業に必要な科目の履修前提条件が満たせず、修業年限で卒業要件が満たせない場合 など
	2 修得単位数が標準単位数の5割以下の場合	・修得単位数は、成績表の「修得卒業要件単位数」とする。 ・標準単位数 = 卒業要件単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数 例えば、卒業要件が124単位で修業年限4年(編入生でない場合)の場合の年度末の標準単位数は、1年:31単位、2年:62単位、3年:93単位となる ・修得単位数が標準単位数の1割以下の場合返還を求める
	3 履修科目の授業への出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合	・学修意欲の判定は、当該年度履修科目数のうち成績評価「*」の科目数割合を求め、これにより判定する(単位認定科目を除く) ・成績評価「*」の科目数割合による判定基準は、5割以上の場合を廃止とする(当該年度成績表の評価「*」の割合が5割以上の場合) (当該年度成績表の評価「*」の割合が9割以上の場合は返還を求めるとするが、特別な事情がある場合は都度判断する)
	4 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合	2021年度末成績が「警告」対象成績である者が、2022年度末成績で再度「警告」対象成績であった場合は「警告(連続)」=「廃止」となる
警告	1 修得単位数が標準単位数の6割以下の場合(前の「廃止」の区分の2に掲げる基準に該当するものを除く)	・修得単位数は、成績表の「修得卒業要件単位数」とする ・標準単位数 = 卒業要件単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数 例えば、卒業要件が124単位で修業年限4年(編入生でない場合)の場合の年度末の標準単位数は、1年:31単位、2年:62単位、3年:93単位となる
	2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合	・学年末成績表の当該年度GPA値で判定 ・学科回生を母数に下位1/4の基準GPA値を求め、その範囲内にいるかを判定
	3 履修科目の授業への出席率が8割以下など、学修意欲が低い状況にあると認められる場合(前の「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く)	・学修意欲の判定は、当該年度履修科目数のうち成績評価「*」の科目数割合を求め、これにより判定する(単位認定科目を除く) ・成績評価「*」の科目数割合による判定基準は、2割以上の場合を警告対象とするが、特別な事情がある場合は都度判断する

※休学期間がある場合、また、転籍、再入、一括認定以外で入学した編入生など、状況に応じて別途対応することがあります。

※上記区分に該当する場合であっても、傷病・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合は都度判断し、別途対応することがあります。

適格認定(学業)の成績表での確認ポイント(目安)

学年末の
成績で判定

- ① 修業年限で卒業可能か
- ② 修得卒業要件単位数
- ③ 学修意欲(成績表「*」の割合)
- ④ GPA順位

①~④について、裏面(資料A)の基準で警告、廃止に該当するかを判定します。

③ 【学習意欲(成績表「*」の割合)の確認】

学修意欲は、当該年度履修科目数のうち成績評価「*」の科目数割合により判定します。「*」は未受験など、成績評価に至らない場合の評価記号。科目ごとの適用基準はシラバスに記載されています。

(当該年度「*」の科目数) / (当該年度の履修科目数) = 「*」割合

警告: 「*」割合が2割以上5割未満

廃止: 「*」割合が5割以上9割未満

廃止(返還必要): 「*」割合が9割以上

(計算例)

「*」3科目 / 履修11科目 = 0.273 2割以上5割未満のため「警告」に該当

当該年度評価は、「評価欄」右寄りに表示されています。

科目区分	卒業要件単位数	修得卒業要件単位数	修得単位数
教養教育	—	—	12
言語文化	6以上	5	5
身体科学	—	—	1
総合教育(小計)	20以上	18	18
必修	4	2	2
選択必修	4以上	4	6
選択	76以上	40	38
(内 自由科目)	(0~12)	—	(10)
専門教育(小計)	84以上	46	46
合計	124	64	64

② 【修得卒業要件単位数の確認】

「修得卒業要件単位数」の合計が基準単位数に達しているか
例えば、卒業要件が124単位で修業年限4年(編入生でない場合)の場合

年度末の標準単位は、1年:31単位、2年:62単位、3年:93単位

警告: 標準単位の6割以下(1年18以下、2年:37以下、3年:55以下)

廃止: 標準単位の5割以下(1年15以下、2年:31以下、3年:46以下)

廃止(返還必要): 標準単位の1割以下(1年3以下、2年:6以下、3年:9以下)

科目名		単位	評価	科目名	単位	評価
【総合教育科目】	教養教育科目			教養教育		
	言語文化			言語文化		
	身体科学			身体科学		
	総合教育(小計)			総合教育(小計)		
	必修			必修		
	選択必修			選択必修		
	選択			選択		
	(内 自由科目)			(内 自由科目)		
	専門教育(小計)			専門教育(小計)		
	合計			合計		
卒業要件外教養科目				卒業要件外教養科目		
教料及び教料の指拂法に関する科目				教料及び教料の指拂法に関する科目		
教育実習等に関する科目/大学が独自に設定する科目				教育実習等に関する科目/大学が独自に設定する科目		

2021年度GPA	累積GPA
1.489	1.206
2021年度GPA順位	累積GPA順位
181 / 264	203 / 264

④ 【GPA順位が下位1/4の範囲外であることの確認】

当該年度GPAの値が学科回生で下位1/4(25%)の範囲に属すると「警告」に該当

「下位1/4(25%)に属する」目安の計算
1 - (順位 / 母数) = 下位からの順位割合

下位の割合0.25(25%)内の場合「警告」

この例では1 - (順位181 / 母数264) = 0.314
下位31.4%なので、「警告」に該当しない

実際の判定は、年度末成績にて学科回生ごとに下位1/4の基準GPA値を求め、その範囲内にいるか判定します。

GPA情報はポータルシステムから出力した成績表に記載されています。
Portal-OSUにログイン→左メニュー→「教務システム(履修・シラバス)」→「成績表ダウンロード」

① 【修業年限で卒業可能であることの確認】

事実上 修業年限4年(編入生は2年)で卒業できないことが確定した場合は「廃止」

- 例)
 - ・4年次で卒見証発行なし
 - ・4年次に、4年次配当の必修科目が履修できないことが確定(卒研資格なし等)
 - ・今後、年間履修上限単位数を申請しても修業年限内に卒業要件単位を満たせないなど

※判定欄、修得卒業要件単位数、修得科目等より、修業年限で卒業可能であるか確認する。(卒業の要件はカリキュラムごとに異なるのでハンドブック等を各自参照してください)

<成績評価>

S(特): 100~90点 T : 認定

A(優): 89~80点 D(不合格): 59点以下

B(良): 79~70点 * : 成績評価に至らない

C(可): 69~60点

履修年次	履修年次	履修年次
2年次	3年次	4年次
履修科目数(指定科目)	履修科目数	履修科目数
申請前履修単位数	38	

2021年 0月 00日
大阪産業大学 教務課

今年度評価は、右寄りに記載
(左寄り記号は、前年度までに修得済み科目の評価)